

令和元年 11 月 報道機関との定例懇談会 要旨

□ 情報提供項目

市内の台風 19 号被害や災害復旧対策について市長が説明したほか、11 月の行事予定、イベント情報などについて報道機関にお知らせしました。

□ 記者との質疑応答

記者：市全体の被害状況はおおよそ確定したのか。

市：被害の再調査などもあるので、まだ増えていくものと考えている。

記者：他の市町村では具体的な支援措置が発表されているが、久慈市の支援措置は 11 月 25 日の臨時議会を目途にまとめるのか。

市：支援措置は 3 年前の台風被害と同程度の支援措置を考えている。県が 3 年前にも嵩上げた支援措置を行っているので、それと併せて、市も措置したい。3 年前のなりわい再生のように事業所への支援も必要だということは県に話している。

記者：県の支援状況など情報があるか。

市：できるだけ支援をお願いしたいとは伝えている。なりわい再生など今週中にはほぼ決定されると伺っている。支援措置は、見通しがあって計画すると思うので、必要な支援について伝えていきたい。

記者：台風 10 号、今回の台風 19 号でも被災したエリアがある。排水ポンプ場がある地区でも浸水し、抜本的な対策が求められている。ポンプ場整備計画を見直していくか、またはそれ以外の対策も検討するか。

市：降雨量が 3 年前の台風 10 号の 2.5 倍だったこともあり、その可能性も考えて今後は設計しなければならない。1カ所の整備に 7～10 年かかると市民も不安になる。整備には市の負担が 2 分の 1 と財政の問題もあるが、国・県には支援措置を手厚くしてもらおうよう要請している。今回浸水被害が大きかったところは早急に対策しなければならない。

記者：排水ポンプ場は計画を前倒ししながら整備していくか、今回、浸水した地域で整備計画がないところにも整備していくのか。

市：ポンプ場の設置がない地区には、手動式の排水ポンプを運んで、消防が操作しているが、夜中に大雨となったので 2 次被害を考えて、その時は撤収した。

固定式の自動で動かせる排水ポンプ場の設置を整備しなければならないと強く感じた。

記者：住宅再建支援法は 10 世帯以上で適用になると思うが、久慈市は適用となる見通し

か。

市 : 半壊が2分の1で数えられるようである。半壊が60世帯以上になると適用となる規定があり、現在、半壊の世帯は256世帯あることから適用になると考えている。福祉サイドから県に確認している。

記者: 何度も小屋畑川は被害にあっている。小屋畑川の切り替えは県に要望しているか。長内区画整理事業が地元の反発で中止となったが、小屋畑川の切り替えは要望しており、実施できるようにという考えだった。

市 : 要望はしていないが、今回のような被害があるようではよくない。切り替えとなると大工事になる。区画整理では、小屋畑川は道路と併せて作り直しする計画だった。

記者: 長内小橋で丸太が引っかかり越水した。何度も同じような被害にあっている。川底に砂利などが堆積してずいぶん上に上がっている。

市 : 川底を掘削するよう県には伝えている。新中の橋地区も同じ状況で県には早急に対応をお願いしている。